

使用開始日 2019年11月28日

投資信託説明書(交付目論見書)

4744-④

ダイワ/モルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンド —成長の槌音(つちおと)—

追加型投信/海外/資産複合

当ファンドは、特化型運用を行いません。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行いません。)

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和投資信託

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行いません。)

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、不動産投信)))	年2回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	17兆4,027億25百万円

(2019年9月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ/モルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンドー成長の槌音(つちおと)ー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年11月27日に関東財務局長に提出しており、2019年11月28日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

ファンドの目的

- ブラジル、インド、中国および南アフリカの株式およびリート（不動産投資信託）に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 ブラジル、インド、中国および南アフリカの不動産関連事業を行なう企業の株式^(注)およびリートに投資します。

- ブラジル、インド、中国および南アフリカの不動産関連事業を行なう企業の株式およびリートは、都市部の人口増大等による住宅施設、商業用施設などの需要増大を受け、今後の成長が期待できます。

(注) 「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR：Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

当ファンドにおいて不動産関連事業を行なう企業とは…

収益の多くが、住居、商業施設、産業施設、土地等の開発事業、運営事業、売買事業、ファイナンス事業等の不動産関連事業から生じている企業、および資産項目が本業として不動産事業を行なうために保有している不動産関連資産で構成されている企業をさします。

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ① 新興4カ国リアルエステート・ファンド（適格機関投資家限定）
- ② ダイワ・マネースtock・マザーファンド

■ 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

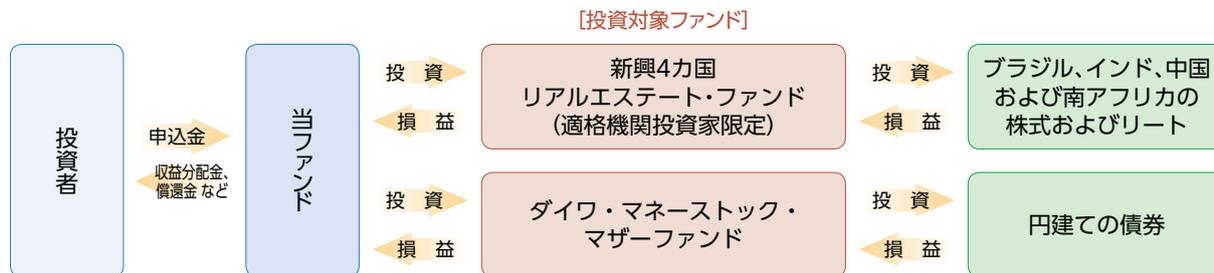
- ・ 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・ 運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■ 当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル、インド、中国および南アフリカの不動産関連事業を行なう企業の株式およびリートに投資します。



※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 投資にあたっては、通常の状態では「新興4カ国リアルエステート・ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年3月4日および9月4日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

[投資対象ファンドの概要]

I. 新興4カ国リアルエステート・ファンド (適格機関投資家限定)

<p>主な投資態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①主として、ブラジル、インド、中国および南アフリカの不動産関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）および不動産投資信託証券に分散投資を行ないます。 このほか、上記4カ国以外の国の企業あるいは不動産投資信託のうち、上記4カ国における不動産関連事業あるいは不動産関連資産が事業あるいは資産の多くを占めていると判断されるものに投資する場合があります。 ②トップダウンの国別および不動産セクター別評価とボトムアップの個別銘柄分析にもとづいてポートフォリオを構築し、ベンチマークを上回るトータル・リターンを追求を目指します。 ③ファンドのベンチマークは、FTSE EPRA/NAREIT BICS (Custom) Net Index（税引後配当込み、円換算ベース）とします。市場の構造変化等によっては、ベンチマークを変更する場合があります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成銘柄に限定されません。 ④個別銘柄の選定にあたっては、各企業が保有する不動産の本質的価値に着目し、割安な投資機会の発掘に努めます。 ⑤株式および不動産投資信託証券の組入比率の合計は、通常の状態では投資信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。ただし、大量の追加設定または解約が発生したとき、あるいは市況動向の急変等の場合には、当該組入比率を引き下げることがあります。 ⑥外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国) およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（シンガポール）に委託します。
<p>ベンチマーク</p>	<p>FTSE EPRA/NAREIT BICS (Custom) Net Index（税引後配当込み、円換算ベース）</p>
<p>ベンチマークについて</p>	<p>「新興4カ国リアルエステート・ファンド（適格機関投資家限定）」はいかなる形式においても、FTSE International Limited（以下「FTSE」）、the London Stock Exchange Group 企業（以下「LSEG」）、Euronext N.V.（以下「Euronext」）、European Public Real Estate Association（以下「EPRA」）または the National Association of Real Estate Investment Trusts（以下「NAREIT」）（以下、総称して「ライセンス各社」）によって出資、保証、販売または販売促進されることはありません。また、いずれのライセンス各社も、「FTSE EPRA/NAREIT BICS (Custom) Net Index（税引後配当込み、円換算ベース）」（以下「当該インデックス」）の使用により得られる結果や特定の日時等に当該インデックスが示す数値に関する保証または表明は、明示的にも黙示的にも一切行いません。当該インデックスはFTSEによって計算されますが、いずれのライセンス各社も（過失の有無を問わず）、当該インデックスにおけるいかなる瑕疵について、何人に対しても責任を負いません。また、いかなる瑕疵について何人にも知らせる義務を負いません。</p> <p>「FTSE®」はLSEGの商標であり、「NAREIT®」はNAREITの商標であり、「EPRA®」はEPRAの商標です。そして、ライセンスに基づきFTSEによって使用されます。</p> <p>The Four Emerging Countries Real Estate Fund (Qualified Institutional Investors Only) are not in any way sponsored, endorsed, sold or promoted by FTSE International Limited ("FTSE"), by the London Stock Exchange Group companies ("LSEG"), Euronext N.V. ("Euronext"), European Public Real Estate Association ("EPRA"), or the National Association of Real Estate Investment Trusts ("NAREIT") (together the "Licensor Parties") and none of the Licensor Parties make any warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of the FTSE EPRA/NAREIT BICS (Custom) Net Index (Net Tax Total Return, JPY Denominated) (the "Index") and/or the figure at which the said Index stands at any particular time on any particular day or otherwise. The Index is compiled and calculated by FTSE. However, none of the Licensor Parties shall be liable (whether in negligence or otherwise) to any person for any error in the Index and none of the Licensor Parties shall be under any obligation to advise any person of any error therein.</p> <p>"FTSE®" is a trade mark of LSEG, "NAREIT®" is a trade mark of the National Association of Real Estate Investment Trusts and "EPRA®" is a trade mark of EPRA and all are used by FTSE under licence.</p>

追加的記載事項

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用（信託報酬）総額は、信託財産の純資産総額に対して下記の率を乗じた額とします。運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。	
	純資産総額	合 計
	400億円未満の部分	年率0.935%(税抜0.85%)
	400億円以上の部分	年率0.825%(税抜0.75%)
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社	
備考	投資信託財産に関する租税、信託事務の諸費用等および監査報酬、法律顧問費用、投資信託約款および運用報告書の作成・印刷費用等を受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。これらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。ただし、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。	

II. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

主な投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
信託事務の 諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
リ ー ト の 価 格 変 動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

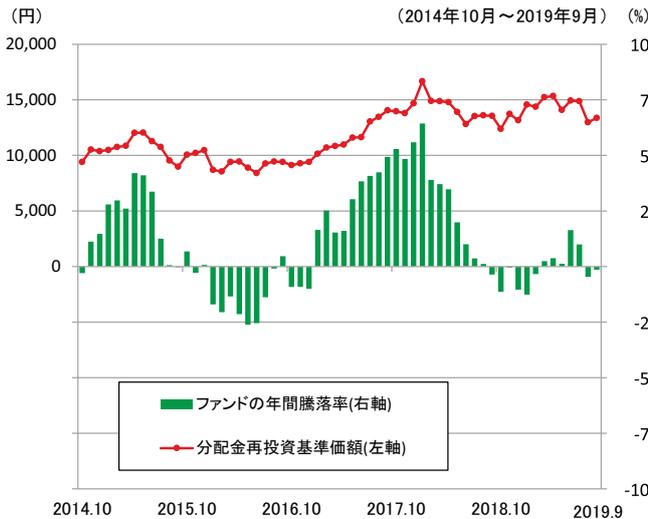
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

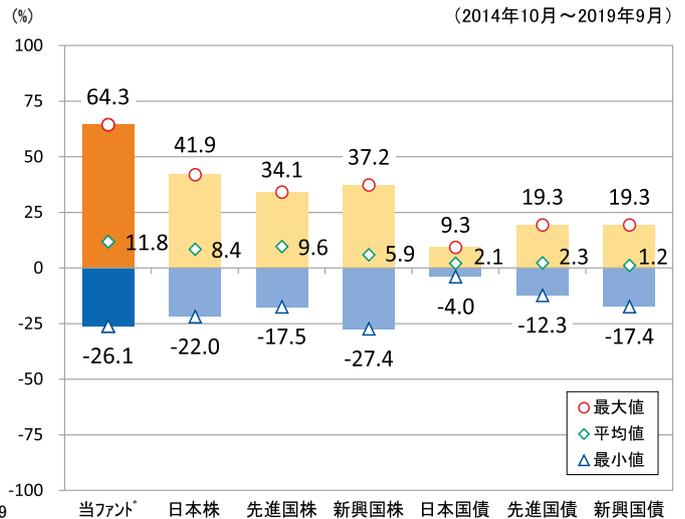
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

ダイワ/モルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンド -成長の槌音(つちおと)-

●ダイワ/モルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンド -成長の槌音(つちおと)-

2019年9月30日現在

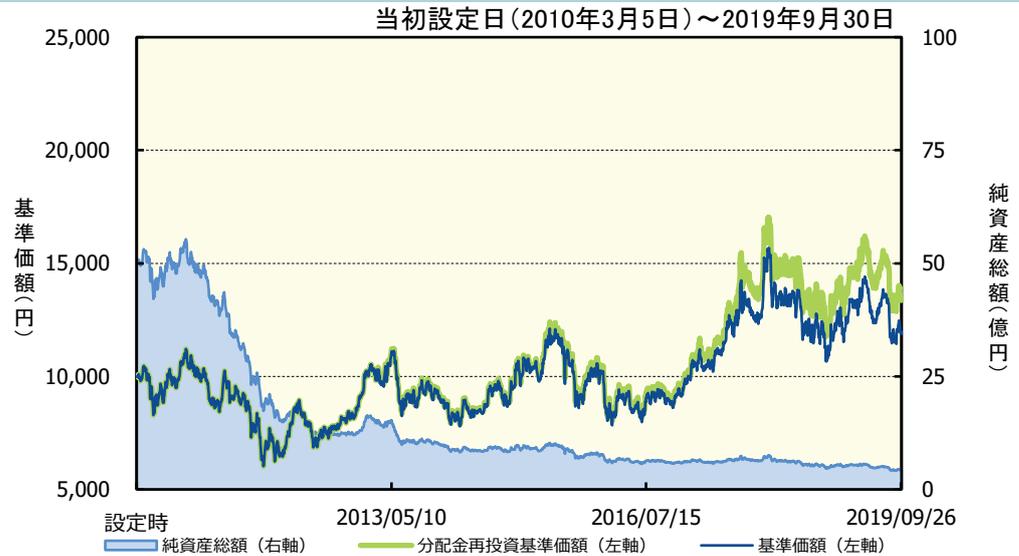
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,890円
純資産総額	4.2億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.0%
3カ月間	-10.4%
6カ月間	-12.3%
1年間	-1.4%
3年間	42.0%
5年間	48.3%
設定来	33.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 250円 設定来分配金合計額: 1,400円

決算期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
	14年3月	14年9月	15年3月	15年9月	16年3月	16年9月	17年3月	17年9月	18年3月	18年9月	19年3月	19年9月
分配金	0円	0円	150円	0円	0円	0円	200円	500円	200円	0円	250円	0円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

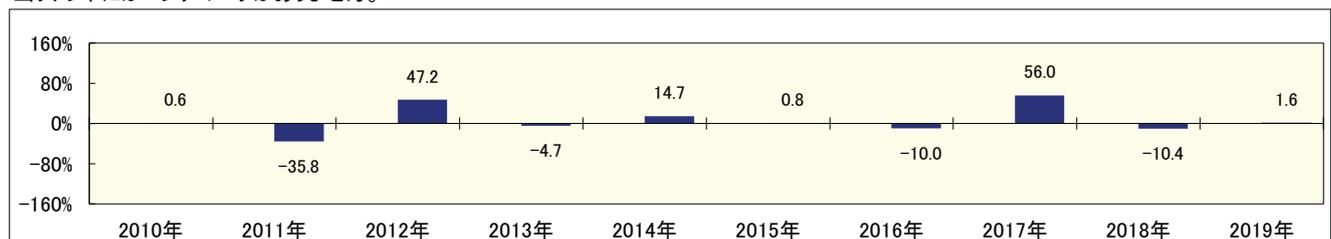
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	新興4カ国リアルエステート・ファンド	97.6%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	1.2%
合計		98.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2010年は設定日(3月5日)から年末、2019年は9月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万円当たり）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万円当たり）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	サンパウロ証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所（インド）、香港証券取引所、上海証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、ロンドン証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後2時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購 入 の 申 込 期 間	2019年11月28日から2020年3月2日まで
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	2010年3月5日から2020年3月4日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年3月4日および9月4日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 金 の 限 度 額	1,500億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2019年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		料率等	費用の内容
購入時手数料		販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額		ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)		年率1.133% (税抜1.03%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.25%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.75%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とする 投資信託証券	新興4カ国リアルエステート・ファンド (適格機関投資家限定) の信託財産の純資産総額に対して下記の率		投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
	400億円未満の部分	年率0.935% (税抜0.85%)	
	400億円以上の部分	年率0.825% (税抜0.75%)	
実質的に負担する 運用管理費用	年率1.987% (税込) 程度～2.068% (税込) 程度 (実際の組入状況により変動します。)		
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2019年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。